

監査公表 第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を下記のとおり公表する。

令和5年(2023年)4月13日

湖南省監査委員 渡邊悦夫
同 松原栄樹

定期監査結果

1. 監査の概要

1) 監査の期間

- ・令和5年2月15日

2) 監査対象

- ・都市建設部
土木建設課、住宅課、都市政策課
- ・環境経済部
商工観光労政課、農林振興課、環境政策課
- ・上下水道事業所
上下水道課

2. 監査の方法及び着眼点

各所属とも、令和4年度（令和4年12月末現在）における財務事務及び事務事業等について、対象課から監査資料及び関係諸帳簿の提出を求め、関係職員の説明を聴取し、適法性・経済性・効率性・効果性を主眼として実施した。

3. 監査の結果

各所属とも事務事業等の執行状況は、おおむね適正に処理されていると認められる。

全庁的な課題として、時間外勤務が多い職員が存在する。また時間外勤務に対して意識が薄い所属長が存在する。従前より指摘しているが、職員の健康管理に十分配慮し、業務の見直し・工夫を行い、更なる時間外勤務の削減に努められたい。

各課においては、下記のとおり改善点を記述する。

都市建設部

1) 土木建設課

- ・貸付している公有財産について、事務の効率化の観点からも売却を検討されたい。

2) 住宅課

- ・未収金等状況報告書の現年度について、1年分の調定の合計額で計算されており、納期末到来分が未納として含まれているため、収納率が実際より低くなっている。12月末現在の収納状況では収納率は高いので、直近の収納率がわかるよう計算の方法を検討されたい。

3) 都市政策課

- ・工事及び委託関係の執行伺書の一部に記載が抜けているものがある。書類で残すものであり、記載漏れのないよう取り組まれたい。

環境経済部

1) 商工観光労政課

- ・時間外勤務の管理について、職員の健康管理を行う責任があるので、十分気を付けてもらいたい。

2) 農林振興課

- ・職員の時間外勤務について、今年度の実績を基に来年度の一人当たり目標時間の削減に努められたい。

3) 環境政策課

- ・時間外勤務の管理について、職員の健康管理を行う責任があるので、十分気を付けてもらいたい。

上下水道事業所

1) 上下水道課

- ・工事及び委託関係の執行伺書の一部に記載が抜けているものがある。書類で残す

ものであり、記載漏れのないよう取り組まれない。